

平成 30 年 2 月

定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

第1号議案	農地法第3条許可申請	4 件	田 畑	6,618.00 m ² 89.00 m ²
第2号議案	合意解約	6 件	田 畑	5,092.00 m ² 1,064.00 m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	3 件	田 畑	419.00 m ² 373.00 m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	8 件	田 畑	7,373.00 m ² 1,612.00 m ²
第5号議案	非農地証明願	5 件	田 畑	3474.14 m ² 282.00 m ²
第6号議案	農地改良に係る届出	0 件	田 畑	m ² m ²
第7号議案	農用地利用集積計画書	14 件	田 畑	25,008.00 m ² 7,284.00 m ²
第8号議案			田 畑	m ² m ²
第9号議案	坂出農業振興地域整備計画	2 件		
合 計		42 件	田 畑	47,984.14 m² 10,704.00 m²

会 議 名	3 0 年 2 月 定例会		
日 時	平成30年2月20日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠
会 長 11 中村康男	○
会長職務代理 2 大原眞路	○

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
事務局長 細川英樹	○	次長 岡崎伸一郎	○
事務局長補佐 藤井良清	○	書記 坂上祐美	○

農 業 委 員

氏 名	出 欠
1 木下得代	○
3 三木洋一	○
4 川田一博	○
5 吉田宏明	○
6 山下恭生	○
7 松下良夫	○
8 井上賀博	○
9 岡野孝文	○
10 村井孝彦	○
12 藤本俊彦	○
13 宮本賢一	○
14 猪熊幸雄	○
15 國重幸代	○
16 穴吹秀雄	○
17 梶野和幸	○
18 大西和男	○

18名中 18 名出席

傍聴推進委員 濱 崎 郷 廣

定 例 会 議 事 録

1. 日 時 平成30年2月20日(火) 午前 9時～
2. 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室
3. 議 案 1) 農地法等許認可申請について
2) その他

事 務 局 長

おはようございます。

定刻がまいりましたので、ただいまより2月の定例会を開催いたします。

先週の金曜日から1階の税務署で確定申告が始まっておりまして、駐車場がいっぱいになりましてご迷惑をお掛けしております。

本日も審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで 合計 42 件でございます。

よろしく審議をお願いいたします。

なお、本日は、18名中 18 名全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

また、議案の訂正がございます。

恐れ入りますが議案の13ページをお開きください。

13ページ第9号議案でございますけれども農業経営計画認定申請の1番目

の案件でございますけれども、表の中の改善の概要という真ん中

あたりですけれども大根、金時人参、甘藷という項目がありまして、その右側に

現状100a、65a、20aとありまして目標の欄ですけれども、150頭、100頭、-頭とあるところをaに修正お願いいたします。

なお本日は審議に入ります前に農業委員のみなさんにお伺いしたいことがございましてご提案させていただきます。

申請案件について農業委員が家族等または事務処理代行等の関係者であった場合の進め方についてであります。

これについては、先日ある委員さんからご意見がございまして、これまで申請案件について農業委員が関係者である場合は、(その号の)申請案件すべてについて、審議中は退出をお願いしておりました。

しかしながら関連申請についてのみ退室することが望ましいのではないかとといったことから改善も含めて再度確認する必要があるためご提案させていただきました。

このことについては、先月、委員さんが関係者である第1号議案(農地法3条申請)で申請案件について1通り説明してご審議いただく時に、関係者である委員さんに審議の前に退出していただいていることから関係しない他の申請についてもご意見をいただく機会が無くなってしまっているということ为了避免のために、再度、退室のタイミングと議事進行の流れについてどのようにしていくのか、委員の皆さんにお諮りいたします。

事務局といたしましては、農業委員が関係者として関連するものとそれ以外を分けて審議する方法としまして、先に関連しないものを審議し、そのあとで関連するものを審議する間のみ退室をお願いするということをご提案させていただきます。

この件についてご意見をお願い致します。

梶野委員

はい(挙手)、いま(事務局が)説明があったものは、例えば5番(5件)まで申請があった場合に、今までは1番から連带的に「異議が無いかなどについて問いかけていたが、1番については・・・、2番については・・・、と順番に1件ずついくのであれば個別の申請について対応(退室)できるが、5番(最後)でなくランダムな番号(途中)の場合は、難しいとは思いますが・・・。

そのあたりを検討すればいいと思います。

事務局長

ただいま梶野委員さんからご意見いただきましたけれども、トータル(合計)で5件の審査案件があったとして、方法としては2通りの方法があると思われま

順番に1件ずつ審査していき該当する申請案件の時に退室いただき、審査終了時に入室いただく方法と、もうひとつは、該当しない案件についてまとめて審議したあとに該当する案件についてもまとめて審査する間のみご退室いただく方法です。

あとから説明した方法(それぞれまとめて審議)のほうが会の進行はスムーズに進むと思われま

梶野委員

今の事務局からの提案で良いと思います。

事務局長

その他の意見はございませんか。

(しばらくの時間をおく)

事務局長

よろしいでしょうか。

では、只今の意見を踏まえて今後は進めてまいりますのでご協力お願いいたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により

大原会長職務代理 に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

大原会長
職務代理

あらためまして、おはようございます。

本日は確定申告(1階税務署)の関係で駐車場がない中で
委員さんには朝早くからお集まりいただきありがとうございます。

さっそくではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を

3番 三木 委員さんと

4番 川田 委員さんの お二人をお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、

17番 梶野 委員さん

18番 大西 委員さん

1番 木下 委員さんと 私で、昨日2月19日(月)に
実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたい
と存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

大原会長
職務代理

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件を
議題に供します。事務局の説明を求めます。

坂上書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」について
ご説明いたします。

1番、・・・、面積 89㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が贈与により無償で譲り受けるもの
であります。

2番、・・・、面積 434㎡【議案読み上げ】

本申請は、本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるもの
であります。

3番、・・・、面積 588㎡【議案読み上げ】

外1筆 計1,391㎡

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるもの
であります。

4番、・・・、面積 824㎡【議案読み上げ】

外4筆 計4,793㎡

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件4件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

大原会長
職務代理

先ほど事務局長より提案のあった審議の進め方で進めて参ります。

木下委員さん退室をお願いいたします。

木下委員

3番までは・・・。

事務局長

そうです3番までは(木下委員も一緒に)ご審議お願いいたします。

大原会長
職務代理

3番まででなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理

3番までは異議なしということとします。

続いて4番ですが関係者の親族であります、1番の木下委員さんには申し訳ありませんが審議の間 退席をお願いいたします。

(木下委員 退席)

大原会長
職務代理

4番についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条

許可申請」4件につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

(木下委員 入席)

大原会長
職務代理

続いて、第2号議案「農地法第18条 合意解約」6件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

坂上書記

それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」について、ご説明申し上げます。

1番、…、面積 1,553㎡【議案読み上げ】

2番、…、面積 1,028㎡【議案読み上げ】

3番、…、面積 571㎡【議案読み上げ】

4番、…、面積 1,127㎡【議案読み上げ】

5番、…、面積 1,015㎡【議案読み上げ】

6番、…、面積 826㎡【議案読み上げ】

以上です。

大原会長
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

梶野委員

3番と4番なんですけれども、合意解約であって契約の変更が解約理由となっていますが、また、契約内容を変えてそのまま現耕作者が耕作するというかたちになるのでしょうか。

坂上書記

詳細については未定なのですが、これまでの永小作権をとりあえずは一旦解消し、整理したうえで今後どうするかを考えるということなんです。

現在までの借受人がまた利用権設定による貸し借りを続けるということも視野には入れているようです。

梶野委員

はい、わかりました。

大原会長
職務代理

その他に何かありませんか。

各 委 員

【異議なし】の声あり

大 原 会 長
職 務 代 理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条
合意解約」6件 を受理し、処理してまいります。

大 原 会 長
職 務 代 理

続きまして第3号議案「農地法第4条許可申請」 3件を議題
に供します。

なお、第3号議案の 3番 については
現地調査を実施しておりますので 17番 梶野 委員 さん
に現地調査の報告をお願いいたします。

梶 野 委 員

それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」の3番
の現地調査報告をさせていただきます。

3番、…、面積 373㎡【議案読み上げ】

県道府中善通寺線の綾川に架かる石井橋から西へ約600m、県道の北約30mほど
上がった少し見晴らしのよい場所の位置しております。

この申請は第4号議案3番と関連しております。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張 用地

申請理由 申請者の親の代に自宅建物を建築した際に無断転用と
なっていたことが、このたび隣接地に子供の自宅を建築することを
計画した際に判明。その解消ため。

農地の区分 農振除外により、周辺の状況から第2種農地に該当。□

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

大 原 会 長
職 務 代 理

ありがとうございました。

ただいま 梶野 委員 さんより 現地調査の報告が
ございましたが、他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

岡 崎 次 長

それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」について

ご説明をさせていただきます。

3番については、概ね委員さんの現地調査のとおりであります。

1番、・・・、面積 82㎡【議案読み上げ】

申請地 川津町 字下川津 瀬戸中央自動車道 坂出インターチェンジの北約100mに 位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張 用地

申請理由 昭和36年頃に前所有者が隣接宅地に自己住宅庭の一部や進入路が本申請地にも及んでしまっていたことが判明。

その無断転用の解消のため

農地の区分 都市計画により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。□

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

3番、・・・、面積 337㎡【議案読み上げ】

申請地 林田町 字新開 さぬき浜街道沿いにある八坂神社から北へ約50mに 位置。

無断転用の有無 無

転用目的 宅地分譲 用地

申請理由 借家に居住している子供の住宅建築のため。

農地の区分 都市計画により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

大原会長
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

三木委員

いいですか。

大原会長
職務代理

どうぞ。

三木委員

ちよつと、今の2番の転用目的をもうちよつと具体的に説明してください。

岡崎次長

はい。転用の目的は、今現在、申請人が持っている農地。

申請人の家の横にあるものです。

そこへ子供が家を建てるために土地の造成だけを行うものです。

第3種農地であるため造成までもよいということでもあります。

第2種農地の場合は分譲住宅ということで家まで建てる必要があると思われませんが

こちらは第3種農地ということで宅地分譲といいますか宅地造成をするということです。

三木委員

住宅を建てるのは息子さん？

岡崎次長

そうです。住宅を建てるのは息子さんです。

ただ、造成までは親(申請者)がし、造成した上にお子さんが自分で家を建てるものです。

大原会長
職務代理

よろしいですか。

三木委員

はい。

大原会長
職務代理

ほかに何かありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」3件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することと致します。

大原会長
職務代理

続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」8件を議題に供します。

なお、第4号議案の3番、5番については
現地調査を実施しておりますので17番 梶野 委員 さん
に現地調査の報告をお願いいたします。

梶野 委員

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」の3番、5番
の現地調査報告をさせていただきます。

3番、・・・、面積 119㎡【議案読み上げ】

第3号議案の3番と関連しております。

先ほどの第3号議案の3番と同じです。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 現在の住まいが手狭となってきたこと、実家の近くで農業を
しながら親の面倒を見るため、本申請地に住宅を建築することを計画
したため。

農地の区分 農振除外により周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

5番、・・・、面積 1,841㎡【議案読み上げ】

坂出市松山出張所から北東へ約70m、さぬき浜街道沿いに位置

無断転用の有無 無

転用目的 駐車場兼残渣置場 用地

申請理由 これまで駐車場として利用していた坂出共選場の敷地が、
みかん共選場の統廃合により使用できなくなったため新たに確保する
ために確保する必要性が生じたこと、また、荷受け場所の増加・変更のため
残渣置場も移設する必要性が生じた。

そのため、検討した結果、立地条件や広さが適当である本申請地以外に
適当な土地がないと判断し計画した結果、本申請地の話がまとまったため。

農地の区分 農振除外により周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

大原 会長
職務代理

ありがとうございました。

ただいま 梶野 委員 さんより 現地調査の報告が
ございましたが、他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

岡崎 次長

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」について
ご説明をさせていただきます。

3番、5番については、概ね委員さんの現地調査のとおりで
あります。

1番、・・・、面積 1,493㎡【議案読み上げ】

四国電力坂出変電所の東、六地藏池のすぐ東に位置。□

無断転用の有無 無

転用目的 資材置場 用地

申請理由 申請者は現在、兄が経営する土木工事で働いているが、
独立開業を計画している。

そのため資材置場が必要となったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番、・・・、面積 1,618㎡【議案読み上げ】

横津川に架かる北横津川橋から西へ約250m 金山通り沿いに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 長屋建住宅 用地

申請理由 譲受人は生活の糧とするために共同住宅の経営を計画してい
たところ、本申請地の話がまとまったため。

農地の区分 都市計画により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、・・・、面積 839㎡【議案読み上げ】

宇多津町との境界、大東川に架かる津之郷橋から南へ約120mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 会社の事業目的にある売電事業のため、新たに太陽光発電事業を検討していたところ、本申請地の話がまとまったため。□

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な四国電力との契約書、経済産業省の設備認定書類、および土地の賃貸権設定による賃貸借契約書の提出もある。

6番、・・・、面積 1,134㎡【議案読み上げ】

坂出市川津出張所から北西へ約130mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分譲住宅 用地

申請理由 譲受人は不動産の売買、賃貸を事業目的とした会社であり、申請地は県道に近く交通の便が良い。また、近隣に小学校、幼稚園があり住環境が良いので、土地を購入し分譲住宅を目的とした事業を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

7番、・・・、面積 1,906㎡【議案読み上げ】

坂出市川津出張所から西へ約100mに位置

無断転用の有無 無

転用目的 分譲住宅 用地

申請理由 譲受人は不動産の売買、賃貸を事業目的とした会社であり、申請地は県道に近く交通の便が良い。また、近隣に小学校、幼稚園があり住環境が良いので、土地を購入し分譲住宅を目的とした事業を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。
土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

8番、・・・、面積 1,906㎡【議案読み上げ】

県道33号線線沿い、またJR予讃線からもすぐそばに位置
無断転用の有無 有 議案に追記修正をお願いします。

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 譲受人は現在、家族4人で賃貸アパートに居住しているが、
手狭であり、家賃等経済面及び両親の扶養など将来的なこと
鑑みて、父親所有の申請地及び隣接地を併せ利用地として借受け
自己用住宅を建築するため。

農地の区分 都市計画により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。□

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。
土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用のため始末書の提出もある。

以上です。

大原会長
職務代理

ありがとうございました。

大原会長
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案8番について三木委員さんが
関係者ということから1から7番までについて先にご審議お願いいたします。
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理

特にご異議もないようですので、1から7番について審議を終わります。

大原会長
職務代理

続いて8番について審議いたします。

(三木委員 退席)

なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員

【異議なし】の声あり

大原会長職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」8件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することと致します。

(三木委員 入席)

大原会長職務代理

続きまして、第5号議案「非農地証明願い」5件を議題に供します。

なお、第5号議案の5件については現地調査を実施しておりますので 18番 大西 委員 さんに現地調査の報告をお願いいたします。

大西 委員

それでは、第5号議案「非農地証明願い」5件についての現地調査報告をさせていただきます。

1番、…、面積 3,386㎡【議案読み上げ】

府中町 字 綾坂 香川大学教育学部附属養護学校から国道11号線を超えるかたちで北へ約200mに位置。

申請理由 昭和40年代半ば頃より耕作しておらず山林化しているため。

申請理由についての証明 周辺関係者として周辺に居住し事情に詳しい、前農業委員会会長からの証明書の提出がある。

2番、…、面積 35㎡【議案読み上げ】

青海町 字 北山 さぬき浜街道から北へ約400m、六林池から東へ約300m□山の中腹に位置。

申請理由 土地改良事業による水路改修に伴い、周辺農地耕作の利便性が向上するよう農道を新設したため。

3番、…、面積 178㎡【議案読み上げ】

府中町 字 北谷 鼓岡神社から北へ約350m、JR予讃線から口
西へ約180mに位置。

申請理由 昭和41年頃より、申請者の父親が本申請地に農業用倉庫
を建築し、現在も水稻乾燥場、糶摺り場として利用しているため。

4番、・・・、面積 34.44㎡【議案読み上げ】

5番、・・・、面積 122.70㎡【議案読み上げ】

4番については2人の共有

5番については単有

先月も同じ申請者であったように、許可書発行の都合上2件で申請したものを。

申請地 高屋町 字 浜西 さぬき浜街道と主要地方道高松王越坂出線
(16号線)との三叉路から明神川沿いを 南に約120mに 位置。

申請理由 農地法施行以前から水路・農道として利用していたものであるため。

申請理由についての証明 市税務課発行の固定資産名寄せの提出がある。

大原会長
職務代理

ただいま、大西 委員 さんより 現地調査の報告がありました
事務局からの補足説明を求めます。

岡崎 次長

それでは、第5号議案「非農地証明願」についてご説明
させていただきます。

先ほどの大西委員さんからの説明について補足はございません。

以上です。

大原会長
職務代理

第5号議案につきましては1、3番について三木委員さんが
関係者ということから2、4、5番について先に審議をいたします。

なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員

【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理

特にご異議もないようですので、2、4、5番について審議を終わります。

大原会長
職務代理

続いて1、3番について審議いたします。

(三木委員 退席)

なにかご意見・ご質問等はありませんか。

吉田委員

1番は(地目)山林に、3番は(地目)宅地なるということですか。

岡崎次長

そこまでははっきりとは申し上げられませんが非農地ということになります。

後は法務局の判断になると思われま。

おそらくは吉田委員さんのおっしゃったようになるのではないかと思います。

大原会長
職務代理

よろしいですか。

吉田委員

はい。

大原会長
職務代理

その他に何かありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理

特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願い」5件について、原案どおり受理し処理してまいります。

(三木委員 入席)

大原会長
職務代理

続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」14件を議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

坂上書記

それでは、第7号議案「農用地利用集積計画書」について説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が6件、更新が3件、再設定が5件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が0件となっております。

以上、農用地利用集積計画書14件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え

えます。よろしくご審議お願いします。

以上です。

大原会長
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用
集積計画書」14件について、原案通りこれを受理し、処理して
まいります。

大原会長
職務代理

続きまして、農政部門の第9号議案「農業経営改善計画認定申請」が
2件ございますので議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

「農業経営改善計画認定申請」は今回2件提出されており、2件とも
更新であります。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導の
もとに作成されたもので、昨日の19日に開催された「坂出・宇多津地域
農業再生協議会の担い手部会」において承認を受けており、農業委員
会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を13ページにまとめており、14ページ以降17ページまでが
それぞれの申請書の写しとなっております。

議案に基づき説明

・・・以上で説明を終わります。

大原会長
職務代理

事務局の説明が終わりました。第9号議案「農業経営改善計画認定申請」
2件について何かご意見・ご質問はございませんか。

山下委員

2番の申請者は、木下農園さんと関係はないんですか。

木下委員

おじいさんの代の新家です。

大原会長
職務代理

他に何かありませんか。

各 委 員

【異議なし】の声あり

大 原 会 長
大 職 務 代 理

特にご異議がないようですので、第9号議案「農業経営改善計画
認定申請」2件について、審査の結果適当である旨の意見書を市長
宛てに提出するものと致します。

大 原 会 長
大 職 務 代 理

以上で、本日の農地法等許認可申請および農政部門の農業経営
改善計画認定申請として提出された議案の審議を終了します。
その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事 務 局 長

(事務局からの連絡事項等)

大 原 会 長
大 職 務 代 理

それでは、これをもちまして2月の 定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時 06分終了

平成30年2月20日